

乳幼児期の すこやかナビゲーションシート

あなたのお住まいを担当するのは _____ 健康福祉センターです
あなたのお住まいを担当する保健師は _____ です

様

1か月

2か月～11か月

1歳

1か月児健康診査

4か月児健康診査

6・7か月児健康診査

1歳6か月児健康診査（内科）

9・10か月児健康診査

1歳6か月児健康診査（歯科）

各健康診査については、P4をご覧ください。

新生児聴覚検査
(生後50日まで、1回分)



定期予防接種



乳幼児歯科健診（予約制）



新生児等・産婦訪問 P 1

お母さんの休み時間（予約制） P 8

はじめての歯みがきひろば（予約制） P 8

産後ケア事業（訪問型・宿泊型・通所型） P 6

2・3か月児の母と子の会（予約制） P 7

パースデーサポート事業 P 9

子育て応援児童館 CAP'S（キャップス） P 9

離乳食講習会（予約制） P 8

ふたご・みつご
のお子さんに係
るサービスなど
はこちら



ツインキッズクラブ（予約制） ふたご・みつごを妊娠中・子育て中の方のための交流会です。

育児相談 P 7

子どもなんでも相談

Tel. 0120 - 925 - 610 （24時間365日）

電話相談・家庭訪問 あなたのお住まいを担当する健康福祉センターの保健師が訪問や電話等で育児、お子さまの発育・ご家族の健康について相談をお受けします P 13

保育（認可保育園・認定こども園・地域型保育施設）、一時保育 P 10

育児支援ヘルパー P 11

ベビーシッター利用支援事業

ショートステイ

ファミリー・サポート・センター事業

} P11



出生届 赤ちゃんが生まれたら、14日以内に届け出る必要があります。

子ども医療費助成（乳幼児医療証）

児童手当 赤ちゃんが生まれた翌日から、15日以内に申請してください。

出産育児一時金
健康保険に加入している方に、出産児一人につき50万円が支給されます。
手続きは出産する医療機関です。詳しくは加入している健康保険組合へご確認ください。

出産手当金 詳しくはご加入の社会保険組合へご確認ください。

お子さまの健康保険加入 詳しくは加入予定の健康保険組合へご確認ください。

Check ! ご本人やご家族ができること

- 家族と赤ちゃんとの過ごし方や育児・家事の分担を確認する。
- 仕事復帰に向けては P 10 を Check !

子育てに関する今後の予定